

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第3回）
開 催 日 時	令和8年3月24日（火）14時30分から16時30分まで
開 催 場 所	武蔵村山市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席委員：長岡裕会長、比留間毅浩副会長、渡邊浩志委員、網代美佐子委員、比留間大介委員、浅見友博委員、大塚紘平委員、波多野克典委員 欠席委員：なし 市：指田建設管理担当部長、田村道路下水道課長、古川下水道係長、須永工事係長、高杉主事、岩澤主事 NJS：大津氏 岸田氏
議 題	武蔵村山市公共下水道事業経営戦略の策定について 1 前回委員会での検討事項 2 財政収支シミュレーション 3 下水道使用料改定率（案）
結 論 (決定した方針、 残された問題 点、保留事項等 を記載する。)	(会議録の承認) 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第2回）の会議録の承認 建設管理担当部長が、委員会に対し、武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第2回）の会議録の承認を求め、全員異議なしのため、事務局案のとおり決定した。 (議題) 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略の策定について 1から3までの項目について、道路下水道課長が武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第3回）の資料に基づいて概要の説明を行った。 (事務連絡) 次回の日程について 次回の委員会は令和8年7月を予定しているが、4月に入り調整した上で連絡することとなった。

審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) 【発言者】 ○印＝委員 ●印＝事務局	【議題前】 配布資料の確認 【会議録の承認】 武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会（第２回）の会議録の承認 ● 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第１１条の規定により、会議において承認を受ける必要がある。すべての委員からの承認を受けていないので、改めて承認をいただきたい。 ○ 問題ない。承認する。 【議題】 １ 前回委員会での検討事項 (1) 事業内容別の概算費用とその内訳（修正）【スライド３】 ● これまでの委員会において、事業内容別の概算費用とその内訳について、污水管きょ新設改築更新等の事業３つのうち、武蔵村山市公共下水道ストックマネジメント事業以外の事業に対して、「緊急的に下水道施設を修復する際の事業」と説明したが、この２つの事業は、「管渠布設及び公共污水樹の設置」については設置申請に伴う設置の工事費用であり、「管渠改良事業」については道路工事に伴う管渠改良事業となるため、訂正させていただく。 (2) 下水道事業会計の概要（修正）【スライド４】 ● 前回の委員会では、留保資金を説明する部分について図が分かりづらいと指摘があったので、その部分について修正した。 また、前回、破線部の減価償却費と赤字で示している留保資金は同じものであると説明したが、詳しくは減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた金額が留保資金として計上される。 この留保資金が資本的収支の不足分へ補填されるものとなる。 (3) 前回委員会からの変更点 ① 物価・賃金上昇率の推移（追加）【スライド５】 ● 前回の委員会時点では、物価変動比・職員給与増減率について、直近１５か年の平均値を採用していたが、前回委員会で指摘のあったとおり、近年の急激な物価高騰・賃金上昇率を考慮し、現在の財政収支シミュレーションでは、物価上昇率については前回年１％としたものを年２％、賃金上昇率については前回年０．５％としたものを年１％として設定し直した。 なお、それぞれの上昇率は令和９年度から当面５か年は続くものとし、令和１４年度以降は頭打ちになるものとして設定しており、この物価・賃金上昇率は５年後の経営戦略見直し時に再度検討する予定である。 ② 物価・賃金上昇率の分析（追加）【スライド６】 ● 物価・賃金上昇率を変化させた場合における污水处理経費の単年度費用比較を示す。 物価・賃金上昇率をそれぞれ直近５か年平均値とした場合と、直近１０か年・１５か年の平均値を採用して財政収支シミュレーションを行った場合を比較すると、直近５か年平均値を採用した場合、令和２３年度時点においてそれぞれ１，６４０万円・３，２７０万円多く污水处理費用がかかることになる。 ③ 企業債の借入利率（污水・雨水）（追加）【スライド７】 ● 物価・賃金上昇率と関連して、前回委員会から企業債の借入利率を見直したので、資料をお示しする。 前回検討委員会時点では、財政収支シミュレーションにおける企業債の借入利率は２．５％として試算していた。
---	--

しかし、近年金利が急激に上昇している傾向にあり、令和8年1月時点で企業債の借入利率が3.0%を超えている。

今後も利率は高い状態が続く見通しであるため、企業債の借入利率を、汚水・雨水ともに3.5%として財政収支シミュレーションを行う。

④ 財政収支シミュレーション条件（変更点）の整理（追加）【スライド8】

- 前回の委員会から変更した財政収支シミュレーションの条件についてまとめる。

物価・賃金上昇率は、直近の急激な上昇率を考慮するため、採用値を、直近15か年平均値から直近5か年平均値へ変更する。

また、近年の急激な金利上昇率を財政収支シミュレーションへ反映させるため、企業債借入利率は汚水・雨水ともに3.5%を採用する。

これで、議題1「前回委員会での検討事項」についての説明とする。

質疑応答

- 物価・賃金上昇率は、5年で頭打ちとの説明があったが、経営戦略その他の資料ではどういう書きぶりをするのか。理由は何か。
- 5年後に再度、検討することとしているので、一つの区切りとして5年は上昇していく見込みとし、その後はわからななので頭打ちとすることとした。
- 頭打ちというのは、何か環境的な要因があるのか。
- 環境とかそういったことではなく、あくまで5年で見直すので、そこまでは上昇する見込みとした。
- 見直す時期までの数字ということで承知した。

2 財政シミュレーション

(1) 投資計画・支出額の見直し

① 投資額の見直し【スライド10】

- 物価・賃金上昇率の見直しに伴い、投資計画支出額が変更となったため、資料を提示する。

物価・賃金上昇率を見直したため、投資総額が増額する見込みである。

前回委員会時では投資総額約480億円となっていたが、今回は約540億円となる見込みである。

② 事業内容別の概算費用とその内訳【スライド11】

- 全事業費のうち、ストックマネジメント事業が最も大きい割合を占めている点に変更ないが、前回の委員会から、物価・賃金上昇率を見直したため、各事業にかかる費用が変更となる。

③ 事業区分別の総事業費と財源【スライド12】

- 総事業費（令和7年～令和58年）は約540億円で、汚水事業は約377億円、雨水事業は約163億円に増額する見込みとなっている。

財源の内訳は、投資総額のうち82%にあたる、446億円が市の負担となり、残りの7%が都の補助、11%が国の補助となる見通しである。

事業費の財源は、国による補助、都による補助、市負担と分類されるが、市負担とは、下水道料金、企業債（借入）などがある。

いずれにしても、原則、収支均衡するものである。

④ 単年度別の事業費と財源【スライド13】

- 計画目標年次の令和23年度までの総事業費は約270億円から約297億円へ増額する見込みとなる。

(2) 財政収支予測の見直し【スライド14】

① 【収益的収入】一般会計繰入金

- 一般会計からの繰入金は、汚水私費（使用料）、雨水公費の原則から、

雨水事業に伴い発生するもので、この期間は雨水事業が想定され、当該事業に係る費用が増加していくため、収益的支出（雨水処理経費）が増加する見込みである。

なお、物価・賃金上昇率及び企業債の借入利率を見直したため、雨水対策事業に物価・賃金上昇率がかかり、事業費が増加するため、借り入れる企業債も増加となり、結果として、第2回検討委員会時点より一般会計からの繰入金額が増加する見込みである。

グラフの通り、概ね一定に増加しており、推計によると、令和12年度に2億円、令和23年度には、約6.4億円となる見込みとなっている。

② 【収益的支出】企業債利息（汚水・雨水）【スライド15】

- 第2回検討委員会より、企業債の借入利率を変更したため、令和23年度時点における企業債の元利償還金に係る利息支払いの推計値が3.5億円から5.4億円へ変更となる。

企業債利息は令和11年度まで急速に増加し、令和23年度では年間の利息に対する支出が約5.4億円となる見込みである。

③ 【資本的収入】企業債、国・都補助金【スライド16】

- 企業債の借入額は、物価・賃金上昇率を考慮し、前回委員会時点より増加する見込みであり、前回委員会時点では令和23年度に9.6億円の見通しであったが、11億円へ増加する見込みである。

グラフの通り、令和7年度以降高くなる見込みで、概ね10億円前後で推移していくと想定している。

なお、企業債は、25年償還（据え置きなし）、元金均等償還方式とし、企業債利息の利率については、前述のとおり近年の金利上昇率を考慮して3.5%に見直した。

また、国補助・都補助金については、事業を進めるために、国費充当を前提として、現在の制度に準じて算定を行っている。

④ 【資本的支出】建設改良費【スライド17】

- 建設改良費は、投資計画・支出額の見直しにより、建設改良費は前回の委員会時のシミュレーション結果より増加する見込みである。

建設改良費には、下水道ストックマネジメント計画に基づく汚水施設の設計・工事費や、新青梅街道拡幅に伴う管きょ布設替え工事費、雨水対策施設の整備費用、流域下水道建設改良負担金等が含まれる。

なお、建設改良費は、見直し後の物価上昇率（年2.0%）、人件費上昇率（年1.0%）を見込んで試算を行っている。

⑤ 【資本的支出】企業債元金償還（汚水・雨水）【スライド18】

- 10ページでも示した、物価・賃金上昇率を考慮した今後の事業費の増加に当たり、国や都の補助金のほか、企業債の借入が増加する見込みである。

元利償還金に係る元金支払いの推計によると、令和23年度は年間の支出が約9.4億円から約9.9億円となる見込みである。

ただし、雨水は公費、汚水は私費（使用料）の原則から、グラフの青い部分の雨水に係る元利償還金については、一般会計（市の会計）から繰り出すものとなる。

⑥ 【資本的支出】企業債残高、償還金の推移【スライド19】

- 上のグラフでは各年度の企業債残高の累計をお示ししており、令和23年度にピークを迎え約137億円となる見込みで、下のグラフでは企業債の償還金を示しており、単年度に償還するそれまでの企業債の累計額で、令和32年度にピークを迎え、年間約11.8億円を見込んでおり、その後は償還の終了したものから額が減少していくものである。

(3) 財政収支予測のまとめ

① 収益的収支の予測【スライド20】

- 前回委員会より物価・賃金上昇率・企業債の借入利率等、条件を見直

して財政収支予測を行った結果、収益的収支は令和11年度に約4.3億円の赤字となる予測である。

② 経常収支比率（収益的収支の指標）【スライド21】

- 経常収支比率とは、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、汚水処理に係る業務費、流域下水道負担金、企業債利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、数値が100%を下回っている場合、単年度の収益的収支がマイナス（赤字）であることを示す。

こちらのグラフについても左が収入、右が支出を示しており、令和11年度に約76.8%であり、前回委員会時と同様に100%を大幅に下回っている。

③ 資本的収支の予測【スライド22】

- 資本的支出では、投資計画及び支出額を見直したため、資本的支出が前回委員会と比較して大きくなる予測となる。

今後は企業債の借入れが大きくなることから、それに伴う企業債の償還金も増える見込みである。そのため資本的支出が収入を大きく上回ることから、不足分に補填する金額も大きくなる見込みである。

(4) 前回経営戦略との差異

① 前回経営戦略との財政収支条件の比較【スライド23】

- それぞれの経営戦略時における財政収支条件を整理した。

収入について、今回の経営戦略では近年の節水傾向が影響し、前回経営戦略時より下水道使用料単価を低く設定している。また、近年は施設の老朽化や雨水の浸入により有収率が低下している傾向にある。

一方で、支出については、物価や賃金の上昇率、企業債借入利率、流域下水道負担金は前回経営戦略時よりも高く設定しているため、結果として前回経営戦略時よりも汚水処理にかかる費用が増加する予測となっている。

② 前回経営戦略との財政収支予測の比較【スライド24】

- それぞれの経営戦略時における財政収支予測の結果を図で示す。

前回経営戦略での財政収支シミュレーションと比較して、令和23年度において収入源である下水道使用料は減少し、支出にあたる、使用料で賄うべき経費（汚水処理経費）が増加する予測となっている。

支出増加については、単価改定による流域下水道負担金約1億円の増加、そして企業債の借入利率上昇による企業債利息約1.5億円の増加が大きな要因となっている。

前回経営戦略時より支出の増加が予想されるため、今回経営戦略では下水道使用料の改定の検討が必要となる。

これで、議題2「財政シミュレーション」についての説明とする。

質疑応答

- 12ページの汚水事業が雨水事業に対し金額が2.3倍というのはどんな状況なのか。
- 汚水に関しては、新青梅街道拡幅に伴う下水道管の移設の事業、ストックマネジメント事業として下水道管の延命をしている事業があり区域をわけて実施している、雨水に関してはこれからの事業になることもあり、やらなければならない事業は圧倒的に汚水の方が多いことが主な理由となっている。
- 雨水の方が新たにやっていく事業だからということか。
- ゼロではないが、新たにやっていく事業ということである。

- 11ページの円グラフの汚水と雨水の割合で見ると汚水事業と雨水事業の割合を見ると2.3倍にはなっていない、汚水と雨水がそんなに違わ

	ないと見える。負担金等が汚水分になるということでしょうか。 ● 負担金等は、そのほとんどが汚水事業である。 ○ 雨水については整備がこれからとのことであるが、雨水の整備がペースダウンしても、雨水は公費負担であるから下水の使用料には影響がないことでしょうか。 ● 現在、空堀川流域の雨水幹線の整備を東京都が行っており、その幹線から川までの枝線の整備をしなければならないこととなっているが、これについても雨水であるので公費負担ということになる。下水道使用料に影響はない。 ○ 市の財政状況によっては、雨水管きよの整備はペースダウンはあるのか。 ● この場でそうですとはっきりとは言えないが、十分にあり得る。財政状況によって左右されることはある。 ○ 17ページを見ると、令和9年度くらいまで金額が上がっているように見えるが、この原因は何か。 ● ほとんどが新青梅街道の拡幅に伴う管きよの移設事業であり、用地の買収など東京都の事業の進捗に応じて本事業を行うこととなるためであり、事業期間がある程度定まっており、そのため、この期間の建設改良費が多くなっている。 ○ 14ページの一般会計繰入金のことであるが、基準内の繰入をしたとしても、このような金額の繰入となるのか。 ● そのとおりである。 ○ 仮に下水道使用料が上げられなくて、赤字を補填する場合には、基準外の繰入があったときは、この額がさらに増えていくこととなるのか。 ● そのとおりである。 ○ 23年度には6億を超える繰入が必要となるのか。 ● そのとおりである。 ○ 21ページの経常収支比率であるが、令和7年度からぐっと率が低くなるのはわかるが、令和12年度くらいから少しずつ率が上がってきている。理由はあるか。 ● 正直、この視点はなかった。 ● 5年後に見直すこととなっていたので、その観点はなかった。 ● グラフから見ると、青の一般会計繰入金の金額が上がってきているので、それが収入全体を押し上げて、支出の増に対して収入の増が上回っているの、その率は少し改善していると思われる。 ● 14ページの繰入金と関係している。 ○ 私もよく考えてみる。 ○ 23ページの比較の表の一番上の下水道使用料単価が下がっている理由に、近年の節水傾向や有収率が反映すると下水道使用料単価が低くなるのかわからないので教えてほしい。 ● 前回の経営戦略も反映しているが、前回と今回は過去を見る年数が違うので、単価が変わってくる。 ○ 節水傾向が進み、有収率が下がると、使用料単価が下がるということか。 ● 有収率が低くなると処理施設に流入する汚水量に比べて、使用料の徴収ができる金額が減るので、使用料単価は減少する。 ○ それは使用料単価に反映させるものではなく、負担金に影響するのではないか。
--	--

- どれだけ水を使ったかに対して、どれだけお金を取れたかでみて、地下水などが管きょに入ってくると、お金が取れない汚水量が増えるので、それだけ使用料単価が低くなる。
- 一応わかったが、使用料単価の計算方法がわかるとよい。
- 使用料単価という名称を変えればよい。

- 11ページ、12ページのところで、11ページでは新青梅の雨水管きょなどで約40%、12ページでは82%が市の負担となっていると記載があり、一体どこからどこまでが議論の対象となっているかわからない。これはどう見たらよいのか。
値上げの議論をしているのは、どこからどこまでのことか。
- 使用料を上げなくてはならない部分とそうではない部分が混在しているが、下水道というに一つの枠組みの中でとらえているので、こういった表記をしている。
全体を見て、下水道使用料を上げなくてはならないというよりも、この内の汚水の部分に関して上げなければいけないという話なので、値上げをしなくてはならないという議論とは関係ない部分が表記としては入っている。
- 下水道事業の全体像を示しているのであって、値上げの議論の対象となるのは、12ページの汚水というところで、雨水は関係ないということか。
- そうである。

- 19ページにおいて、令和9年度から企業債残高の増加が顕著であるが、これと新青梅街道拡幅に伴う管きょ移設の工事と今の汚水の議論とどのような関係があるのか。
- 新青梅街道に関しては汚水管の移設がある。雨水もあるが、今は汚水の事業としている。
- 11ページの新青梅の汚水の事業が47億があって企業債が増えて、元金と利息の支払の額が上がって全体的に上がっていることか。
- もちろんそれ以外にもストックマネジメント汚水もあり、それも影響している。
- 新青梅の汚水が上がっている原因ではないかと考えれる。
- 新青梅の汚水は11ページだと8.7%で、だから新青梅の関連でいうと雨水が圧倒的に多い。
- 新青梅街道汚水は移設事業で、雨水は新青梅街道に下に協定管を都が整備しその費用を市が負担することと、協定管につなげる枝管を整備する事業が雨水の整備となる。

- 単純になんで企業債が増えたのか説明しきれていない。
- どうしても、かかったお金をその年度で支払うことはできないことがあり、後年度の受益者にも負担を求めることになるため、原則として、企業債の借入で事業を行っており、それは毎年多額の借入をすれば、毎年度ごとに償還等の金額は増えていくこととなる。
- 7年から11年の間に突出して増えている。それで企業債が増えていると思われる。ここのあおりを受けていると思われる。

- 企業債は、汚水と雨水の事業の分が入っているのか。
- そのとおりである。
- その要因の主なものは、やはり汚水の方か。
- 汚水の8.7%と書いてあるが、新青梅の拡幅は5年くらいで急に支出が増えており、ストマネ事業は長い50年60年の期間を通しての事業であり、短期間で支出が増えるのは新青梅街道拡幅に伴う汚水管の移

設であることから、この時期の利息が急に増えていることとなる。

- 要するに、新青梅の污水ということか。
- 雨水の事業が同時期に進んでいる。
- 雨水の方が支出は多いのではないか。
- 雨水の事業は、3 ページに4 行で記載されているが、一番下の大南というのは、新青梅とは違う。時期は、ここ5 年くらいの事業である。
- 一般会計繰入金の利子分も上がってくるということか。
- 資料全体として値上げの議論をしているので、値上げの根拠のところだけをわかりやすくしてほしい。
- もっともだと思う。
- 資料の作り方であるが、グラフを出すだけでなく、顕著の部分の要因をコメントしていただくとわかりやすい。
- 污水と雨水が一緒になっているので、污水の部分だけ切り出すということの検討も必要である。

3 下水道使用料改定率（案）

(1) 経営指標の推移と資金収支【スライド26】

① 【改定前】経費回収率の見通し

- 現状、令和6年度末時点の経費回収率は100%を上回っている（令和6年度末時点：104.8%）が、今後は、下水道施設の改築需要（老朽化対策）の増加や物価高騰・流域下水道管理運営費負担金の上昇等により污水处理経費が上昇し、経費回収率が100%を下回ることが想定される。

この経費回収率を100%とするには、下水道使用料を改定し、污水处理経費不足分を賄う必要がある。

② 【改定前】資金残高の見通し【スライド27】

- グラフでは、直近の資金残高は増加傾向を示しているが、令和10年度以降は資本的収支不足分へ補填する資金が多くなり、令和14年度には資金残高が下水道使用料収入の1年分を下回り、令和17年度以降には資金残高がマイナス（赤字）となる見込みである。

このため、一定額の資金を確保しておくためには、下水道使用料の改定による資金収入の増加等の対策が必要となる。

③ 【改定前】現行財政収支予測まとめ【スライド28】

- 下水道事業の経営指標となる「経費回収率」と下水道事業の運営に必要な費用である「資金残高」の観点から、武蔵村山市の下水道事業の経営状況は今後悪化することが想定される。

今後、下水道事業を適切に運営していくためには、下水道使用料の改定が必要となる。

(2) 目標（基準値）の設定（再掲）【スライド29】

- 設定した目標基準については、前回委員会からの変更はなし。

(3) 下水道使用料改定率（案）

① 【改定案1】経費回収率の推移【スライド30】

- 改定案1は、前回委員会時と同様に、目標を達成するための使用料改定パターンとなっている。

なお、前回委員会時では28.4%の改定が必要と示したが、前回よりも支出の増加が見込まれるため、結果として必要となる使用料改定率も高くなる。

目標として設定した令和23年度の「経費回収率：100%」、「資金残高：想定される下水道使用料1か年分」を双方ともに達成するためには、下水道使用料34.5%の改定が必要となり、この場合の令和23年度の経費回収率については、100.6%を見込んでいる。

② 【改定案１】資金残高の推移【スライド３１】

- 経費回収率のシミュレーションと同様に目標として設定した令和２３年度の「経費回収率：１００％」、「資金残高：想定される下水道使用料１か年分」を双方ともに達成するために下水道使用料３４．５％の改定を行った場合、資金残高については、令和２３年度までは想定される下水道使用料１か年分を上回ることとなる。

③ 【改定案１】目標（基準値）の推移【スライド３２】

- 先ほど説明した経費回収率と資金残高のグラフを１つにグラフ化したもので、令和１１年度に３４．５％の改定を行った場合、計画目標年次の令和２３年度に目標を達成できるものである。
今後は、経営戦略の見直しに合わせ、下水道使用料の改定や資金収支の調整等についても再検討をする。

④ 【改定案２】建設基金・基金残高【スライド３３】

- 改定案２は、前回委員会から高くなってしまった改定率を少しでも下げる対策として、建設基金を取り崩して建設改良費へ充当し、起債する金額を減らして、改定案１よりも低い使用料改定率で目標を達成するためのパターンとなっている。

武蔵村山市では、これまで建設基金の積立を行っており、現在の残高が約１４．８億円となっている。

しかし、近年の汚水事業費の増大に伴い、令和９年度から令和１１年度の直近３年間で基金の繰出、建設改良費等への充当を検討している。

なお、令和１２年度以降、汚水事業費は単年度５億円未満で推移する見込みであるため、建設基金は約５億円以上確保して充当するものとする。

⑤ 【改定案２】下水道使用料の水準【スライド３４】

- 総務省は、現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、使用料単価を１５０円/ｍ³に引き上げ、下水道使用料の適正化を図るよう通知を発出している。
そのため、改定案２では使用料単価が最大で１５０円/ｍ³となるように使用料の改定率を検討する。

⑥ 【改定案２】経費回収率の推移【スライド３５】

- 改定案２において、目標として設定した令和２３年度の「経費回収率：１００％」、「資金残高：想定される下水道使用料１か年分」を双方ともに達成するためには、下水道使用料２９．９％改定が必要となり、この場合の令和２３年度の経費回収率については、１００．１％を見込んでいる。

⑦ 【改定案２】資金残高の推移【スライド３６】

- 経費回収率のシミュレーションと同様に目標として設定した令和２３年度の「経費回収率：１００％」、「資金残高：想定される下水道使用料１か年分」を双方ともに達成するために下水道使用料２９．９％の改定を行った場合、資金残高については、令和２３年度までは想定される下水道使用料１か年分を上回ることとなる。

⑧ 【改定案２】目標（基準値）の推移【スライド３７】

- 先ほど説明した改定案２における経費回収率と資金残高のグラフを１つにグラフ化したもので、令和１１年度に２９．９％の改定を行った場合、計画目標年次の令和２３年度に目標を達成できるものである。
今後は、経営戦略の見直しに合わせ、下水道使用料の改定や資金収支の調整等についても再検討をする。

以上で武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定についての説明とする。

補足として参考資料の説明をする。

【参考資料】

① 東京都26市における下水道使用料単価の比較【スライド41】

令和5年度時点での決算値としては、東京都26市の中で武蔵村山市は12番目に高い数値となっている。

なお、武蔵村山市と同様に下水道使用料の改定を検討している都市が増えている傾向にある。

② 【改定案1】ランク別下水道使用料の料率と料金比較【スライド42】

こちらでは、現在のランクにおける1立方メートル当たり単価に34.5%改定した場合の参考額である。

あくまでも料金体系（ランク別下水道使用料の料率算定）の変更などは見越していないものである。

③ 【改定案2】ランク別下水道使用料の料率と料金比較【スライド43】

こちらでは、現在のランクにおける1立方メートル当たり単価に29.9%改定した場合の参考額である。

あくまでも料金体系（ランク別下水道使用料の料率算定）の変更などは見越していないものである。

④ ランク別下水道使用料の料率と料金比較（浴場污水）【スライド44】

こちらでは、現在のランクにおける1立方メートル当たり単価にそれぞれの改定率を加味した場合の参考額である。

あくまでも料金体系（ランク別下水道使用料の料率算定）の変更などは見越していないものである。

質疑応答

○ 33ページに関して、建設基金があるので建設改良費に一部あてていくということであるが、污水のみに充てるのか。充てた金額に対応する企業債の借入がなくなるので、その利息の支払が少なくなるので、その状況を踏まえたシミュレーションが35ページのことになるのか。

● 1点目は污水である。2点目は一部建設改良費に充てることによる結果として35ページの結果として出て来るということである。これが改定案2の結果であり、改定案1の方は建設基金を充てない状況でのシミュレーションということである。

○ 案1が34.5%で、建設基金を約10億建設改良費に充てることで34.5%を29.9%とすることができるということか。

● そのとおりである。

○ 基金の残高と資金の残高の差がよくわからない。改定案1では基金は温存して下水道使用料の改定のみで令和23年度で100%を目指すということだが、基金は残すということか。

● 資金は自由に不足した財源に充てられる。基金は貯金で、使用は建設改良費にしか使えない。資金の増減と基金の増減はリンクしていない。

改定案2は基金を取り崩す案となっている。

○ 資金の財源は何か。

○ いわゆる利益であると思うが。

● そのとおりである。

● 基金は建設改良費にしか使えないものである。

● 基金を5億残す意味は、何か事件が起きたとしてもストマネ事業が進められるように必要な金額を資金としたということである。

○ 資金の原資が使用料となると、32ページを見ると、令和15年度まで資金が増えているが、どうしてか。

○ 要は、赤字なのに資金が増えているというのは、どうしてかということである。

● 21ページの左側の経常収支比率のグラフを見ていただいて、左が収入、右が支出であるが、減価償却費と長期前受金戻入は現金を伴わない

収支であるのでそれらを除いた現金の収支だけで見ると、令和15年度までは現金が増えてくることとなる。これは、企業債利息が増加して、全体の支出を押し上げ、支出額が収入額を上回ってくるまではこういったことになるということである。

○ 現金の収支がないものも加えて経常収支比率を見ているが、この表は現金の収支だけで見ると収入の方が上回っていることとなっているのか。

● そのとおりである。

○ 32ページの経費回収率は100%を下回っているが、これは減価償却費が入っているからで、ここからそれを抜いて現金だけを見ると収入が上回っているということか。

● そのとおりである。

○ 一般の人がわかる説明があるよい。使用料値上げで市民に使われることもあるので市民がわかる資料を作成した方がよい。

○ 24ページの収入が減り、支出が増える、8.7億収入と11.6億の支出の差が3.15億あり、この内不明水が23%くらいあり7千万くらいあるので、この対応はしないのか。ということとインフレだけが値上げの根拠になるのか。

33ページの根拠であるが、災害のみで5億円でいいのか、災害だけでこれくらい必要なのか。

● まず、不明水対策であるが、大雨のときなどで老朽化した污水管に水が入り、その水が最終的に処理施設に流入することとなる。その支払いは、污水だけが処理施設にいったらいいが、そうではなくその処理施設を使用している構成市には不明水が生じているという前提で考え処理施設に流入している総量（総量-有収水量＝不明水）の按分で不明水量を算出している。

不明水の対策は、一つとしてはストックマネジメントがあるが、あとは細かく調査をした上で工事等を行うことがあるがこれはまだやっていない。

33ページの5億円については、現状約14億円積み立ててきたが、目的としては建設基金の目的である建設改良費に充てるためである。では、災害のときに5億円で足りるのかということについては、5億円の根拠はないが、污水の事業費が大体5億円程度あるからである。

○ 基金の原資は何でかを説明することでよいのではないか。過去の収支の差額で積み立ててきている。下水道会計での剰余金であるのでそれを積み立ててきたということではないか。14億の目的ではなく今までの剰余金をためてきたことであることか。

○ 不明水の23%はどこにあるのか。

○ 24ページの収入が約7千万円減少し、支出が約3.1億円増加しているので7千万円が3.1億円に比べて23%なのでその分が不明水の分であると話した。

○ この収入の減少や支出の増加は、不明水の分のみのものではないはずである。

● そうである。

○ 29.9%は基金取崩しが前提であり、それをしないと34.5%であるということだが、事務局としてはどちらにしますかということを次回以降に議論していくことでよいか、本日はこの計算の前提を話していただいたが、そういうことでよいか。

● できれば、この場で方向性を決めてほしい。パーセントについてはこ

の方法でしか下げる方法はないので、委員さんの方で別の方法でということがあればその意見を伺い次回につなげるということとしたい。

- 基金の5億円は、管路の事故としては対応できるだろうということだと思います。
- 36ページのデータで基金を10億使って29.9%にしたのはよくわかるが、同じページの資金については途中から減少してくるので10億でなく5億を使うという選択肢があってもよいのではないか。
- 基金の使途が限定されている。下水道事業の中で基金を充当できる事業としてはこれから先あまりないので、この時期が一番使いやすい。であるので、5億円だけ残せばある程度対処できるという考え方でうまくやっていけるということで、使用料の値上げを押さえつつ、借入も減らせるということを考え、この金額とした。
- 使用料単価の国の示す単価が150円とありそのことも踏まえ5億となったということである。御意見として頂戴する。
- 30%を切るために基金を使うということだけではないのか。
- そうである。
- 委員が話した主旨は、25年度以降資金が減るということで、最初は基金を5億使用し、その後財政調整としてあとの5億を使うということで、今回示した29.9%の改定率は必ず30%以上になってくることはあるが、残しておいて資金が減少してくる時期に使うという考え方もあるとうことでよろしいか。
- そういうことである。
- 考え方としてはありかもしれない。
- 改定率をなるべく高くしないということは必要なので、基金を使うということはよいが、5億の金額の理由があいまいなので、もう少し具体的にこういったものを想定していると話した方がよい。
- なくてもいいではないかという考え方もあるので、もう少しきちんとしておいた方がよい。

- 参考資料の41ページに各市の使用料単価があるが、本市が改定した場合はどれくらいなるか。の下水道使用料単価が113.1円とあるが、改定後はいくらになるか。
- 36ページ当たりの右上に146.8円と記載がある。
- 東大和よりも上になる。
- 他の市も改定予定があるので、それは想定していない。
- 私が知っているだけでも結構ある。
- 羽村は令和6年度に28.4%上げており、これからは各市使用料の改定を行うものと考えられる。

- 標準家庭でこれくらい上がるということで42ページ当たりに20㎡の改定前と改定後の記載があるが、20㎡とした意味はあるか。
- この20㎡とした意味は、ランクとして最も世帯数の多いランクであるため、標準的な家庭という意味でお示しさせていただいた。ただ、1か月の数値である。

- 起債残高はあるか。
- 19ページにある。
- よく事業規模の何年分ということがあるか。起債をすることによって、使用料の値上げを抑えるという考え方もある。
- その議論は、していない。
- なくて大丈夫か。
- 起債の充当率の上限まで借入することで使用料の値上げを抑えることが

	できるのではないかとということではないか。 ○ 13ページを見ていただくと、100%起債していないということではないか。 ○ 13ページにいくと市負担分の中に使用料と起債分が入っていることになる。 ● 例えば、市負担の中で使用料収入よりも多く起債をすれば使用料収入分を使わなくてよいので、現金が残るのではないかとことか。 ● ただ、建設改良費などで係る経費については、補助金などを除いた金額については、すべて企業債の収入で賄っている状況である。 ○ これ以上借りることはできないということか。その辺は宿題で願います。 ○ 市民としては、29.9%が30%以上だと負担感が強い。他市の分を見ると一番高くなる。上がりますという市はあるが、公にされているわけではないが、単純に上がると考える。市としてはどちらにしたいのか。 ● 市としては、34.5%という数値が出たので、なるべく低くしたいという思いで基金を使うこととした。 ○ 10億使うのか使わないのか。 ● 市としては改定案としたい。 ○ 安全のために5億残すことであるか。 ● 副会長さんから根拠をしっかりと意見をいただいたのでそれも検討する。 ○ 事業をこれから行うのではなく、物価が上がる前に事業を行うとか、最低限必要な予算で事業を行い、その事業で使用料を決めているという資料を作成していくと、市民の納得感がある。 ○ すべてのランクで一律の改定率で値上げするということとなっているが、例えば、基本使用料を厚くし、従量使用料を薄めにするとか、直近の基本使用料と従量使用料の調定件数、金額などを用意してほしい。 ○ この委員会はあと何回あるか。 ● あと三回である。 ● 資料としてほしいということか。 ● 今回の委員会では、ランク別の使用料改定率の軽重は付けないこととしているので、5年後に行う委員会での参考としていくこととしたい。 ○ 参考としていくことでお願いしたい。 ○ 何でこんなに上げなくてはいけないという理由を付けるのがとても難しいと考えており、一つの提案として、インフレ率に応じて毎年上げていくということではダメなのだろうか。 ● 毎年少しずつ上げることか。 ○ 資料見ても何でこんなに上がるのかわからないし、であれば、毎年少しずつ上げた方が理解を得られるのではないか。 ● モノレールの延伸のために新青梅街道拡幅のための汚水管の移設は行わなければならないものである。ここでお金が必要となるので、委員の方から指摘を受けたようになるべく見やすい資料としていくので、理解をいただきたい。 ○ 毎年上げるのは、議会对応もあるので、民間企業があげるのとは違う。これからは、5年以内に見直すことも含めて、わかるように資料を作成してほしい。 ○ 基本的には、29.9%ということに進めたいと考えるが、納得感がもっと出るような資料をお願いしたい。
--	--

	● 次回の日程 次回の委員会は令和8年7月を予定している。4月になってから日程を決めて連絡する。 ○ 了解した。 ○ それでは、第3回武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定検討委員会は、これで終了とする。
--	---

会議の公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 	傍聴者： 0 人
-------------	--	----------

会議録の開示・非開示の別	☒ 開示 ☐ 一部開示(根拠法令等：) ☐ 非開示(根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	都市整備部 道路下水道課 (内線：255)
-------	---------------------------------

(日本産業規格A列4番)